

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 7 号
2 0 1 5 年 8 月 1 1 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 田中 守殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

大阪仕業検査車両所の仕業検査業務の業務委託に関する申し入れ

7月24日、会社は、8月3日より大阪仕業検査車両所の仕業検査業務について、伝達、連絡ルートの変更を行うと説明を行った。説明内容の1点目は、直営会社から関係会社への伝達、連絡ルートの変更。2点目は作業記録を変更するというものであった。

会社は7月1日より大幅に仕業検査体制を変更したが、わずか1ヶ月でその仕業検査業務の体制を変更したのは、事前の組合からの指摘や現場社員から問題があるとの多くの意見があったためであると言える。

この間、業務の一部を外注化し、仕業検査業務を行っているが、7月1日以降やこれまでもSEKへの委託については、その形態や内容に大きな問題があり、違法行為であると組合側から指摘をしてきた。

さらに7月17日には大阪労働局が現場の実態を調査するという問題にまで発生している。労働組合としてはこれらの問題は看過できない。単に仕業検査体制や業務請負といった問題ではなく、社員と列車の安全に関わる極めて重大な問題であると言える。

よって、違法な外部委託を早急に中止し、大阪仕業検査車両所の健全な仕業検査業務を実施出来る適正な要員を配置することを求める。

よって以下のとおり申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 8月3日から仕業検査業務の業務委託会社との関係を変更した理由を明らかにすること。
2. 7月1日からの新体制をわずか1ヶ月で変更したが、現場社員へは大きな混乱を招き社員の心配や不安を与えた。この変更を判断した責任者は誰なのか、明らかにすること。
3. 上記責任者による社員への説明、謝罪を早急に行うこと。
4. 7月17日に大阪労働局が、大阪仕業検査車両所の仕業検査業務の現場調査を実施した目的を明らかにすること。

5. 大阪労働局が調査した内容、調査結果、指導された内容を明らかにすること。
6. 現場の直営社員と外注化社員の直接の作業指示や伝達、作業の重複などは「職業安定法違反」＝「偽装請負」である。今回の変更はこの間、組合の指摘を受け止めた結果であると考え。会社の見解を明らかにすること。
7. 仕業検査業務において直営社員と外部委託社員とが一緒に作業することに根本的な問題があり、直営社員を減らした検修業務の一部分を外部委託することが違法となっている。違法となる外部委託を中止し、外注化した部分を直営社員に担当させること。
8. 大阪仕業検査車両所の適正な要員が不足していることに原因がある。基準要員を明らかにすること。不足しているならば、委託しているSEK社員をJRに採用すること。
9. 検査体制のたびたびの変更や違法行為については、安全上、重大な問題である。インシデントとして国交省へ報告しているのか明らかにすること。

以上